

京都市告示第728号

児童福祉法第24条の3第2項の規定により、指定障害児相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和8年3月24日

京都市長 松井 孝治

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
Legarea株式会社	障害児相談支援	支援相談ブロッサム・ピノ 2670100243	京都市北区上賀茂朝露ヶ原町12-1 ラフォーレ上賀茂302号	令和8年 3月18日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)